

第5 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の制定について（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 省略用語例

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例	省 略 用 語 例
耐用年数の適用等に関する取扱通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。	耐用年数の適用等に関する取扱通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。
法 法人税法	法 法人税法
令 法人税法施行令	令 法人税法施行令
規 則 法人税法施行規則	規 則 法人税法施行規則
省 令 減価償却資産の耐用年数等に関する省令	省 令 減価償却資産の耐用年数等に関する省令
別表第 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第	別表第 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第
<u>旧別表第二</u> <u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年財務省令第32号）による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二</u>	
基本通達 昭和44年5月1日付直審（法）25法人税基本通達	基本通達 昭和44年5月1日付直審（法）25法人税基本通達
連結納税基本通達 平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同連結納税基本通達	連結納税基本通達 平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同連結納税基本通達
日本標準産業分類 日本標準産業分類（総務省統計局統計基準部編）	日本標準産業分類 日本標準産業分類（総務省統計局統計基準部編）

二 目 次

改 正 後	改 正 前
序 章 本通達運用上の基本的留意事項	序 章 本通達運用上の基本的留意事項
第 1 章 耐用年数関係総論	第 1 章 耐用年数関係総論
第 1 節 通則	第 1 節 通則
第 2 節 建物関係共通事項	第 2 節 建物関係共通事項
第 3 節 構築物関係共通事項	第 3 節 構築物関係共通事項
第 4 節 機械及び装置関係共通事項	第 4 節 機械及び装置関係共通事項
第 5 節 中古資産の耐用年数	第 5 節 中古資産の耐用年数
第 6 節 耐用年数の短縮	第 6 節 耐用年数の短縮
第 7 節 その他	第 7 節 その他
第 2 章 耐用年数関係各論	第 2 章 耐用年数関係各論
第 1 節 建物	第 1 節 建物
第 2 節 建物附属設備	第 2 節 建物附属設備
第 3 節 構築物	第 3 節 構築物
第 4 節 船舶	第 4 節 船舶
第 5 節 車両及び運搬具	第 5 節 車両及び運搬具
第 6 節 工具	第 6 節 工具
第 7 節 器具及び備品	第 7 節 器具及び備品
	第 8 節 <u>食料品製造業に係る設備（別表第二番号「1」～「36の2」）</u>
	第 9 節 <u>繊維工業に係る設備（別表第二番号「37」～「57」）</u>
	第10節 <u>木材、木製品製造業に係る設備（別表第二番号「58」～「63」）</u>
	第11節 <u>パルプ、紙、紙加工品製造業に係る設備（別表第二番号「64」～「73」）</u>
	第12節 <u>出版、印刷、同関連産業に係る設備（別表第二番号「74」～「80」）</u>
	第13節 <u>化学工業に係る設備（別表第二番号「81」～「180」）</u>

改 正 後	改 正 前
<p>第8節 <u>機械及び装置</u></p> <p>第9節 <u>公害防止用減価償却資産</u></p> <p>第10節 <u>開発研究用減価償却資産</u></p> <p>第3章 増加償却</p> <p>第4章 特別な償却率による償却</p> <p>第1節 対象資産の範囲、残存価額等</p> <p>第2節 特別な償却率の算定式</p> <p>第3節 特別な償却率の認定</p> <p>第5章 単体納税に係るその他の取扱い</p> <p>第6章 連結納税に係る取扱い</p> <p>附則</p>	<p>第14節 <u>ゴム製品製造業に係る設備（別表第二番号「186」～「190」）</u></p> <p>第15節 <u>窯業、土石製品製造業に係る設備（別表第二番号「194」～「210」）</u></p> <p>第16節 <u>鉄鋼業に係る設備（別表第二番号「211」～「222」）</u></p> <p>第17節 <u>非鉄金属製造業に係る設備（別表第二番号「223」～「232」）</u></p> <p>第18節 <u>金属製品製造業に係る設備（別表第二番号「233」～「252」）</u></p> <p>第19節 <u>機械工業に係る設備（別表第二番号「253」～「295」）</u></p> <p>第20節 <u>その他の設備（別表第二番号「296」～「396」）</u></p> <p>第21節 <u>污水处理用減価償却資産</u></p> <p>第22節 <u>ばい煙処理用減価償却資産</u></p> <p>第23節 <u>農林業用減価償却資産</u></p> <p>第24節 <u>開発研究用減価償却資産</u></p> <p>第3章 増加償却</p> <p>第4章 特別な償却率による償却</p> <p>第1節 対象資産の範囲、残存価額等</p> <p>第2節 特別な償却率の算定式</p> <p>第3節 特別な償却率の認定</p> <p>第5章 単体納税に係るその他の取扱い</p> <p>第6章 連結納税に係る取扱い</p> <p>附則</p>

耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表

- 付表 1 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受ける建物の例示
- 付表 2 塩、チリ硝石……の影響を直接全面的に受ける建物の例示
- 付表 3 鉄道業及び軌道業の構築物（総合償却資産であるものに限る。）の細目と個別耐用年数
- 付表 4 電気業の構築物（総合償却資産であるものに限る。）の細目と個別耐用年数
- 付表 5 通常の使用時間が 8 時間又は 16 時間の機械装置
- 付表 6 漁網、活字地金及び専用金型等以外の資産の基準率、基準回数及び基準直径表
- 付表 7 旧定率法未償却残額表（平成 19 年 3 月 31 日以前取得分）
- 付表 7 定率法未償却残額表（平成 19 年 4 月 1 日以後取得分）
- 付表 8 「設備の種類」と日本標準産業分類の分類との対比表
- 付表 9 機械及び装置の耐用年数表（別表第二）における新旧資産区分の対照表
- 付表 10 機械及び装置の耐用年数表（旧別表第二）

耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表

- 付表 1 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受ける建物の例示
- 付表 2 塩、チリ硝石……の影響を直接全面的に受ける建物の例示
- 付表 3 鉄道業及び軌道業の構築物（総合償却資産であるものに限る。）の細目と個別耐用年数
- 付表 4 電気業の構築物（総合償却資産であるものに限る。）の細目と個別耐用年数
- 付表 5 通常の使用時間が 8 時間又は 16 時間の機械装置
- 付表 6 漁網、活字地金及び専用金型等以外の資産の基準率、基準回数及び基準直径表
- 付表 7 定率法未償却残額表
- 付表 8 「設備の種類」と日本標準産業分類の細分類番号との対比表

三 通 則

改 正 後	改 正 前
<p>（特殊の減価償却資産の耐用年数の適用の特例）</p> <p>1 - 1 - 10 法人が別表第五又は別表第六……………</p>	<p>（特殊の減価償却資産の耐用年数の適用の特例）</p> <p>1 - 1 - 10 法人が別表第五から別表第八まで……………</p>

四 機械及び装置関係共通事項

改 正 後	改 正 前
<p>(機械及び装置の耐用年数)</p> <p>1 - 4 - 1別表第二、別表第五又は別表第六.....</p> <p>(注)</p> <p>(いずれの「設備の種類」に該当するかの判定)</p> <p>1 - 4 - 2 機械及び装置が一の設備を構成する場合には、当該機械及び装置の全部について一の耐用年数を適用するのであるが、<u>当該設備が別表第二の「設備の種類」に掲げる設備(以下「業用設備」という。)</u>のいずれに該当するかは、<u>原則として、法人の当該設備の使用状況等からいずれの業種用の設備として通常使用しているかにより判定することに留意する。</u></p> <p>(最終製品に基づく判定)</p> <p>1 - 4 - 3 1 - 4 - 2の場合において、<u>法人が当該設備をいずれの業種用の設備として通常使用しているかは、当該設備に係る製品(役務の提供を含む。以下「製品」という。)</u>のうち最終的な製品(製品のうち中間の工程において生ずる製品以外のものをいう。以下「最終製品」という。)<u>に基づき判定する。</u> <u>なお、最終製品に係る設備が業用設備のいずれに該当するかの判定は、原則として、日本標準産業分類の分類によることに留意する。</u></p> <p>(中間製品に係る設備に適用する耐用年数)</p>	<p>(機械及び装置の耐用年数)</p> <p>1 - 4 - 1別表第二、別表第五から別表第八まで.....</p> <p>...</p> <p>(注)</p> <p>(いずれの「設備の種類」に該当するかの判定)</p> <p>1 - 4 - 2 機械及び装置が一の設備の種類に該当する場合には、<u>当該設備を一体となって構成する機械及び装置の全部について、当該設備の種類の耐用年数を適用するのであるが、その機械及び装置が別表第二に掲げる「設備の種類」のいずれに該当するかは、当該機械及び装置により生産される最終製品(加工、修理等に係る機械及び装置にあっては、その加工、修理等の態様。以下同じ。)</u> <u>に基づき判定する。この場合において、その最終製品を製造する機械及び装置の種類の名称又は業種名の判定は、特に定めるものを除き、日本標準産業分類を参考として行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中間工程に属する機械及び装置に適用する耐用年数)</p>

1 - 4 - 4 1 - 4 - 3の場合において、最終製品に係る一連の設備を構成する中間製品（最終製品以外の製品をいう。以下同じ。）に係る設備の規模が当該一連の設備の規模に占める割合が相当程度であるときは、当該中間製品に係る設備については、最終製品に係る業用設備の耐用年数を適用せず、当該中間製品に係る業用設備の耐用年数を適用する。

この場合において、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該割合が相当程度であると判定して差し支えない。

___ 法人が中間製品を他に販売するとともに、自己の最終製品の材料、部品等として使用している場合において、他に販売している数量等の当該中間製品の総生産量等に占める割合がおおむね50%を超えるとき

___ 法人が工程の一部をもって、他から役務の提供を請け負う場合において、当該工程における稼働状況に照らし、その請負に係る役務の提供の当該工程に占める割合がおおむね50%を超えるとき

1 - 4 - 3 1 - 4 - 2の場合において、中間製品に係る設備が別表第二の「設備の種類」に特掲されているものであるときは、当該中間製品に係る設備については、最終製品に係る「設備の種類」の耐用年数を適用せず、当該中間製品に係る「設備の種類」の耐用年数を適用する。ただし、次の場合には、この限りでない。

___ 当該中間製品に係る「設備の種類」が業用設備として定められている場合

___ 当該中間製品に係る機械及び装置が他の機械及び装置とともに通常一の「設備の種類」を構成し、当該「設備の種類」の法定耐用年数の算定の基礎とされている場合（昭和40年6月国税庁発表「機械装置の個別年数と使用時間表」参照）

例えば、別表第二の「234 鋼索製造設備」については、その製造工程の一部に属する伸線工程を区分して「218 鉄鋼伸線設備」を適用するのではなく、そのすべてについて、「234 鋼索製造設備」の耐用年数を適用する。

(注) 次に掲げるものは、別表第二の「設備の種類」に特掲されているものに該当しない。

別表第二の 番 号	設 備 の 種 類
36	その他の食料品製造設備
57	その他の繊維製品製造設備
118	その他の無機化学薬品製造設備
142	その他の有機薬品製造設備
180	その他の化学工業製品製造設備
185	その他の石油又は石炭製品製造設備
210	その他の窯業製品又は土石製品製造設備
222	その他の鉄鋼業用設備
325	前掲以外の製造設備
369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(自家用設備に適用する耐用年数)</p> <p>1 - 4 - 5 <u>次に掲げる設備のように、その設備から生ずる最終製品を専ら用いて他の最終製品が生産等される場合の当該設備については、当該最終製品に係る設備ではなく、当該他の最終製品に係る設備として、その使用状況等から 1 - 4 - 2 の判定を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ___ 製造業を営むために有する発電設備及び送電設備 ___ 製造業を営むために有する金型製造設備 ___ 製造業を営むために有するエレベーター、スタッカー等の倉庫用設備 ___ <u>道路旅客運送業を営むために有する修理工場設備、洗車設備及び給油設備</u> <p>(複合的なサービス業に係る設備に適用する耐用年数)</p> <p>1 - 4 - 6 <u>それぞれの設備から生ずる役務の提供が複合して一の役務の提供を構成する場合の当該設備については、それぞれの設備から生ずる役務の提供に係る業種用の設備の耐用年数を適用せず、当該一の役務の提供に係る業種用の設備の耐用年数を適用する。したがって、例えば、ホテルにおいて宿泊業の業種用の設備の一部として通常使用しているクリーニング設備や浴場設備につい</u></p>	<p>(最終製品の判定の特例)</p> <p>1 - 4 - 4 <u>法人が中間製品を他に販売するとともに、自己の最終製品の材料、部品等として使用している場合において、他に販売している数量等がその中間製品の総生産量等のおおむね 50% を超えるときは、1 - 4 - 3 のただし書にかかわらず、当該中間製品を最終製品とみなして耐用年数を適用することができる。工程の一部をもって、他から物品の加工、修理を請け負う場合において、当該工程における稼動状況に照らし、その請負に係る加工、修理のウェイトがおおむね 50% を超えると認められるときも、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

ては、「47 宿泊業用設備」の耐用年数を適用することとなる。

(廃 止)

(副産物製造設備)

1 - 4 - 5 化学工業等において、一の事業について主製品の製造に伴い、副産物が生産されるような場合における当該副産物の製造設備は、原則として主製品の製造設備に一括してその耐用年数を適用するのであるが、当該副産物の製造設備が別表第二の「設備の種類」のいずれかに該当し、かつ、当該設備が通常一の設備と認められ、主製品の製造設備から区分することができる場合には、当該副産物の製造設備が該当する設備の種類に係る耐用年数を適用することができる。

(廃 止)

(製造設備に係る発電、送電設備等)

1 - 4 - 6 別表第二の「296 機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備」、「347 その他の水力発電設備」、「348 汽力発電設備」、「349 内燃力又はガスタービン発電設備」、「350 送電設備」等のように事業者の事業の遂行上一般的に必要とされる機械及び装置で、同表に特掲されているものについては、その事業に該当する製造設備と区分して、それぞれの耐用年数を適用する。

(廃 止)

(税務署長の確認による機械及び装置の耐用年数の特例)

1 - 4 - 7 次に掲げる機械及び装置については、1 - 4 - 2又は1 - 4 - 3にかかわらず、税務署長(調査課所管法人にあつては、国税局長)の確認を受けて、それぞれ次に掲げる耐用年数を適用することができる。

1 - 4 - 3ただし書により、最終製品に係る設備に含むべきものとされる中間工程の設備が相当の規模を有し、かつ、それぞれの工程の設備の区分により別表第二を適用することが相当と認められる場合における当該中間工

改 正 後	改 正 前
<p>(プレス及びクレーンの基礎)</p> <p>1 - 4 - 7</p>	<p><u>程の設備 その中間製品を最終製品とみなして 1 - 4 - 2 により判定した設備の区分に係る耐用年数</u></p> <p>— <u>1 - 4 - 3 本文により、「設備の種類」を区分して耐用年数を適用すべきものとされる場合において、当該区分すべき設備の規模が他の区分に属する設備（当該他の区分に属する設備が 2 以上ある場合には、いずれか主たる設備）の規模に比較してそのウェイトが極めて小さいと認められるときにおける当該区分すべき設備（1 - 4 - 6 の適用を受けるものを除く。） 当該他の区分に属する設備に含まれるものとしてその最終製品に基づいて判定した耐用年数</u></p> <p><u>(注) 1 ウェイトが極めて小さいと認められるときは、区分すべき設備の取得価額が当該区分すべき設備の取得価額と他の区分に属する設備の取得価額の合計額のうち占める割合がおおむね 10 パーセント以下である場合とする。</u></p> <p><u>2 この取扱いは、「設備の種類」の区分に関するものであって、「細目」の区分に関しては適用はないことに留意する。</u></p> <p>— <u>別表第二において「設備の種類」が特掲されていない機械及び装置のうち、その耐用年数算定の基礎となる個々の機械及び装置の内容からみて「設備の種類」が特掲されている機械及び装置とその構成状況の大部分が一致しており、かつ、その最終製品が類似しているものがある場合において、その異なる部分についての個別年数もほぼ同様と認められるときにおける当該「設備の種類」が特掲されていない機械及び装置 当該「設備の種類」が特掲されている機械及び装置の耐用年数</u></p> <p>(プレス及びクレーンの基礎)</p> <p>1 - 4 - 8</p>

(廃 止)

(その他の倉庫用機械設備)

1 - 4 - 9 工場の構内にある倉庫 (当該工場に係る原材料、製品等を保管するものに限る。) に設置されているラック (機械装置に該当するものに限る。)、エレベーター、スタッカー等の倉庫用機械設備については、当該工場に設置されている別表第二に掲げる機械及び装置の耐用年数を適用することができる。

五 中古資産の耐用年数

改 正 後	改 正 前
(見積法及び簡便法を適用することができない中古資産)	(見積法及び簡便法を適用することができない中古資産)
1 - 5 - 2別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六.....	1 - 5 - 2別表第一、別表第二又は別表第五から別表第八まで.....
(中古の総合償却資産を取得した場合の総合耐用年数の見積り)	(中古の総合償却資産を取得した場合の総合耐用年数の見積り)
1 - 5 - 8別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六.....別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六.....当該資産の種類又は設備の種類について定められた旧別表第二の法定耐用年数..... (注)	1 - 5 - 8別表第一、別表第二、別表第五、別表第六又は別表第八.....別表第一、別表第二、別表第五、別表第六又は別表第八...当該資産の種類又は設備の種類について定められた法定耐用年数..... (注)

改 正 後	改 正 前
(取り替えた資産の耐用年数) 1 - 5 - 12別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六.....	(取り替えた資産の耐用年数) 1 - 5 - 12別表第一、別表第二、別表第五、別表第六又は別表第八.....

六 建物

改 正 後	改 正 前
(公衆浴場用の建物) 2 - 1 - 9 <u>特殊浴場、スーパー銭湯、旅館、ホテルの浴場又は浴室</u>	(公衆浴場用の建物) 2 - 1 - 9 <u>特殊浴場、旅館、ホテルの浴場又は浴室</u> (注) <u>この公衆浴場の意義は、機械及び装置の場合においても、同様である。</u>

七 建物附属設備

改 正 後	改 正 前
(冷房、暖房、通風又はボイラー設備) 2 - 2 - 4 <u>浴場業用の浴場ボイラー、飲食店業用のちゅう房ボイラー並びにホテル又は旅館のちゅう房ボイラー及び浴場ボイラーは、建物附属設備に該当しな</u>	(冷房、暖房、通風又はボイラー設備) 2 - 2 - 4 <u>公衆浴場用の浴場ボイラー並びにホテル、旅館又は料理店業用のちゅう房ボイラー及び浴場ボイラーは、建物附属設備に該当せず、公衆浴場用の浴場</u>

い。

(注) これらのボイラーには、その浴場設備又はちゅう房設備の該当する業用設備の耐用年数を適用する。

ボイラーは別表第二の「360 公衆浴場設備」に、ホテル、旅館又は料理店業用のちゅう房ボイラー及び浴場ボイラーは同表の「358 ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備」に含まれる。

浴場業用のボイラー設備(に該当するものを除く。)は、別表第二の「369 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」に含まれる。

八 構築物

改 正 後	改 正 前
(地盤沈下対策設備) 2 - 3 - 24別表第二「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」の耐用年数	(地盤沈下対策設備) 2 - 3 - 24別表第二「369 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲する区分によらないもの」の耐用年数

九 車両及び運搬具

改 正 後	改 正 前
(特殊自動車に該当しない建設車両等) 2 - 5 - 5「特殊自動車」に該当せず、 <u>機械及び装置に該当する。</u> この場合において、当該建設車両等の耐用年数の判定は、1 - 4 - 2 によることに留意	(特殊自動車に該当しない建設車両等) 2 - 5 - 5「特殊自動車」に該当せず、 <u>別表第二の「334 ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備」に該当することに留意する。</u>

改 正 後	改 正 前
する。	

十 器具及び備品

改 正 後	改 正 前
<p>(謄写機器)</p> <p>2 - 7 - 5別表第二の「<u>7 印刷業又は印刷関連業用設備</u>」.....</p> <p>(無人駐車管理装置)</p> <p>2 - 7 - 19 <u>別表第一の「器具及び備品」の「11 前掲のもの以外のもの」に掲げる「無人駐車管理装置」には、バイク又は自転車用の駐輪装置は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) バイク又は自転車用の駐輪装置は、「11 前掲のもの以外のもの」の「主として金属製のもの」に該当する。</u></p>	<p>(謄写機器)</p> <p>2 - 7 - 5別表第二の「<u>75 印刷設備</u>」.....</p> <p>(新 設)</p>

十一 食料品製造業に係る設備

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>第 8 節 食料品製造業に係る設備</u> (<u>別表第二番号「1」～「36の2」</u>)</p> <p>(<u>食肉又は食鳥処理加工設備</u>)</p> <p>2 - 8 - 1 <u>ぎょうざ、しゅうまい類の製造卸売業を営む法人の有するこれらの</u></p>

- 製造設備は、別表第二「1 食肉又は食鳥処理加工設備」に含めることができる。
- (廃 止) (アイスシャーベット製造設備)
2 - 8 - 2 アイスシャーベット製造設備については、別表第二の「3 市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備（集乳設備を含む。）」の耐用年数を適用することができる。
- (廃 止) (その他の果実又はそ菜処理加工設備)
2 - 8 - 3 別表第二の「7 その他の果実又はそ菜処理加工設備」には、例えば、果実選別業者の有する果実選別設備、かんぴょう乾燥設備のほか、採取したしいたけの乾燥等のための加工設備が含まれる。ただし、農林業者が有するしいたけの栽培用ほだ木等は、別表第七の農林業用減価償却資産に該当する。
- (廃 止) (缶詰又は瓶詰製造設備)
2 - 8 - 4 別表第二の「8 かん詰又はびん詰製造設備」とは、「1 食肉又は食鳥処理加工設備」、「4 水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食品製造設備」、「7 その他の果実又はそ菜処理加工設備」、「15 その他の豆類処理加工設備」又は「17 その他の農産物加工設備」により処理加工された内容物を缶又は瓶に密封し、加熱殺菌する設備をいい、その内容物の処理加工設備も「8 かん詰又はびん詰製造設備」に含まれる。
(注) 乳製品、調味料、清涼飲料、ビール等のように、上記の処理加工設備以外の製造設備により製造された製品の缶詰又は瓶詰の設備は、「8 かん詰又はびん詰製造設備」には該当せず、それぞれの製造設備の耐用年数を適用することに留意する。
- (廃 止) (袋詰調理済シチュー・カレー類製造設備)

改 正 後	改 正 前
	<p><u>2 - 8 - 5 袋詰調理済シチュー・カレー類製造設備については、別表第二の「8 かん詰又はびん詰製造設備」の耐用年数を適用することができる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(その他の調味料製造設備)</u></p> <p><u>2 - 8 - 6 別表第二の「11 その他の調味料製造設備」には、例えば、即席カレー、即席スープ、とうがらし粉、わさび粉、こしょう、ガーリックパウダー等いわゆる化学処理又は化学合成によらないで製造する調味料の製造設備が含まれる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(その他の豆類処理加工設備)</u></p> <p><u>2 - 8 - 7 別表第二の「15 その他の豆類処理加工設備」には、コーヒー生豆のほう煎設備(粉碎設備を含む。)が含まれるものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(チウインガム、即席しるこ等の製造設備)</u></p> <p><u>2 - 8 - 8 チウインガム、即席しるこ、パン粉及び菓子種(アイスクリームコーン、せんべい種、もなか皮)等の製造設備は、別表第二の「23 パン又は菓子類製造設備」に該当する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(濃厚シロップ製造設備等)</u></p> <p><u>2 - 8 - 9 濃厚シロップ製造設備及び粉末ジュース製造設備は、別表第二の「26 清涼飲料製造設備」に含まれる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(インスタントコーヒー製造設備及びはちみつ精製設備)</u></p> <p><u>2 - 8 - 10 インスタントコーヒー製造設備及びはちみつ精製設備は、別表第二の「30 その他の飲料製造設備」に含まれる。</u></p>

(廃 止)	<p>(漁業協同組合の有する冷凍設備)</p> <p>2 - 8 - 11 漁業協同組合が有する冷凍設備、製氷設備及び冷蔵設備は、別表第二の「33 冷凍、製氷又は冷蔵業用設備」の耐用年数を適用する。</p>
---------	---

十二 繊維工業に係る設備

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>第9節 繊維工業に係る設備</p> <p>(別表第二番号「37」～「57」)</p>
(廃 止)	<p>(無機繊維製品製造設備)</p> <p>2 - 9 - 1 ガラス、石綿等を原料とする無機繊維による繊維製品の製造設備は、別表第二の「39 紡績設備」から「57 その他の繊維製品製造設備」までの設備には該当しないことに留意する。</p> <p>(注) ガラス繊維製品製造設備は別表第二の「195 その他のガラス製品製造設備」に、石綿製品製造設備は「207 石綿又は石綿セメント製品製造設備」に該当する。</p>
(廃 止)	<p>(半合成繊維によるかさ高加工系製造設備)</p> <p>2 - 9 - 2 別表第二の「42 合成繊維かさ高加工系製造設備」には、酢酸繊維等の半合成繊維のかさ高加工系製造設備も含まれる。</p>
(廃 止)	<p>(機械織じゅうたん等の製造設備)</p> <p>2 - 9 - 3 機械織じゅうたん等機械織のパイルをもつ敷物製造設備は、別表第二の「44 織物設備」に含まれる。</p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(メリヤス生地の編み立てから縫製までを一貫工程で行う場合の特例)</u></p> <p><u>2 - 9 - 4 別表第二の「45 メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備」には、これらの製品のかがり縫製、プレス仕上工程に属する設備も含まれるのであるが、メリヤス生地の編み立てから裁断、縫製、仕上げまでを一貫して行い、下着、外衣等の製造を行う場合にその規模等からみてその縫製工程が一つの独立した設備と認められるときは、1 - 4 - 2 及び 1 - 4 - 3 のただし書にかかわらず、生地の裁断以降の工程については、別表第二の「56 縫製品製造業用設備」の耐用年数を適用することができる。</u></p>
(廃止)	<p><u>2 - 9 - 5 削除</u></p>
(廃止)	<p><u>(洗毛設備)</u></p> <p><u>2 - 9 - 6 別表第二の「48 洗毛.....業用設備」の洗毛業用設備には、繊維製品原料としての毛の洗毛のほか、ブラシ、筆用のもの等の洗毛設備も含まれる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(織フェルト製造設備)</u></p> <p><u>2 - 9 - 7 織フェルトの製造設備は、別表第二の「44 織物設備」に該当することに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(フェルト又はフェルト製品製造設備)</u></p> <p><u>2 - 9 - 8 羊毛等の繊維から一貫工程によりフェルト製品を製造する場合の当該設備は、別表第二の「51 フェルト又はフェルト製品製造設備」に該当するが、フェルト材料を購入し、縫製を行う場合の当該設備は、「56 縫製品製造業用設備」に該当する。</u></p>

- (廃 止) (網、網又はひも製造設備)
2 - 9 - 9 別表第二の「52 網、網又はひも製造設備」の網、網又はひもとは、天然繊維製のもの及び合成繊維製のをいうのであるから、いわゆる紙ひも類の製造設備は、別表第二の「70 その他の紙製品製造設備」に該当する。
- (廃 止) (塗装布と合成樹脂被覆布との区別)
2 - 9 - 10 塗装布の製造設備は別表第二の「54 塗装布製造設備」に該当し、合成樹脂被覆布の製造設備は「307 合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備」に該当するのであるが、塗装布と合成樹脂被覆布の区別は、次による。
— 「塗装布」とは、塗布機を用いて流動性の塗料を布等に塗装したのち、塗料を乾燥又は固化して製造したもの及び に該当しない合成樹脂被覆布をいう。
— 「合成樹脂被覆布」とは、合成樹脂を加熱混練し、シート状に圧延して、布に圧着被覆したもの(シート状の合成樹脂製品を購入して、単に布に圧着被覆のみを行う場合のその被覆布を除く。)で、布と合成樹脂との原価の比等からみて、主として合成樹脂製品として認められるものをいう。
- (廃 止) (紙製衛生材料)
2 - 9 - 11 別表第二の「55 繊維製又は紙製衛生材料製造設備」の紙製衛生材料とは、衛生用紙綿をいい、生理処理用品及び紙製おむつが該当する。
- (廃 止) (縫製品製造業用設備)
2 - 9 - 12 別表第二の「56 縫製品製造業用設備」には、プリーツ加工業者の有するプリーツ加工設備(折り目付け設備を含む。)も含まれる。